

【カンタン解説シリーズ】 年金制度改革法案とは？

平成16年6月5日参院本会議で年金制度改革法案が、可決・成立しました。
制度の是非はともあれ、その内容をカンタンにまとめておきたいと思います。

1. 法案の4本柱とは？

- ◆ 厚生年金の保険料率（現行13.58%）を、**2004年10月より14年連続で引き上げる**。最終的に**2017年度**に18.3%にし、以降は固定する。
- ◆ 国民年金の保険料（現行月13,300円）を、**2005年4月より毎年280円ずつ引き上げる**。最終的に**2017年度**に16,900円とし、以降は固定する。
- ◆ 厚生年金の給付水準（現行モデル：現役時代の年収の59.3%）を、引き下げ、**2023年度以降は50.2%**とする。
- ◆ 基礎年金の財源の国庫負担割合（現行1/3）を、2009年度までに1/2に引き上げる。

2. 法案について思うこと

- ◆ 負担の上限（18.3%）を決めるとともに、給付の下限（50%）も決めました。
こんなにがんじがらめにして、果たしてうまく機能するのでしょうか？
- ◆ 保険料率が約5%上がるということは、労使折半ですから、**会社負担は年間給与の2.5%上がるということですね**。14年間で2.5%ですから、1年にすると0.2%にも満たない水準です。この点の負担感はいかか少ないかは正直わかりません。微妙な線をついてきていると感じます。ただ、毎年上がっていくという心理的負担感は大きいでしょうね。
- ◆ 保険料未納問題については手付かずです。今の制度では、国民年金は任意加入と言っても過言ではないでしょうか？ どうするのか、はっきりさせていかないといけないでしょうね。

- ◆ パートへの厚生年金の加入拡大は、昨年言われていましたが、今回見送られて良かったです。これが通ると困る会社はずい分多かったと思います。ただし、5年後に再検討する、ということになっていますので、まだ安心はできません。今後、正社員からパートへの切り替えなどが、さらに進むかも知れません。

3. 具体的な制度改革のスケジュール

- 2004年10月 : 厚生年金保険料率18.3%への引上げスタート(1のとおり)

- 2005年4月 : 国民年金保険料 月280円上げスタート(1のとおり)

- 同 : 「フリーター対策制度スタート」

30歳未満を対象とし、最長10年間保険料納付を猶予する制度。後で保険料を払えば、本来の年金を受け取ることができる。

- 同 : 「育児休業中の保険料免除期間を1歳から3歳までに拡大」

3歳未満の子供の育児休業中は、会社も社員も厚生年金保険料の支払いを免除される。受取る年金額を計算するときは、休業前と同じ保険料を払っていたものとみなされるので、年金額は減らない。

- 同 : 「60~64歳の会社員の厚生年金一律2割カット廃止」

年金と収入の合計が28万円を超えると、その超過分の半分が年金から削られる仕組みは残る。(現状は、この仕組みもある)

- 同 : 「専業主婦の届け出忘れ救済措置」

専業主婦が就職して厚生年金に加入したり、専業主婦に戻ったりするとその都度届出が必要。この忘れが多く未加入扱いになってしまうが、申請すれば過去の届出は帳消しになり、年金を満額受取ることができる。

- 2005年10月 : 「企業間で年金が持ち運べる制度」

従来の確定給付型企业年金は、企業間の持ち運びができないが、相手先企業に受け入れ規定があれば、移管ができるようになる。

●2007年4月：「70歳以上の会社員の厚生年金を収入に応じて減額」

現在は、高額を稼いでも年金は満額もらえる。

2007年4月以降は、基礎年金は全額もらえるが、報酬比例部分は給与収入と合わせて48万円を超える部分は、その半額が年金から削られる。

● 同 : 「離婚時、話し合いにより厚生年金の分割が可能に」

裁判などで夫が厚生年金の分割に合意すれば、妻の取り分が妻の口座に振り込まれる。ただし、妻の取り分は最大1/2まで。

● 同 : 「遺族年金、30歳未満の子供がいない女性は5年に制限」

遺族年金は今まで無期限で支給されたが、30歳未満で子供のいない女性は、支給期間が5年に制限される。

●2008年4月：「離婚時、夫の厚生年金が自動的に2分割に...」

この時からは、話し合いなしでも自動的に妻が半分を受取れるようになる。

ただし、施行日（2008年4月）以降の婚姻期間だけが対象。したがって、2012年4月に離婚した場合は、4年分の厚生年金の1/2を65歳以降受取れることになる。

● 同 : 「ポイント通知制度の導入」

今は、55歳以上の方だけが、将来の受給見込み額を知ることができる。

2008年4月以降は、払った保険料をポイント換算して表示したお知らせが定期的に届くようになる。対象は30代後半から。

このポイントに一定の単価をかければ年金額もわかるようになる。

以上、年金制度改革法案の概要です。

まだまだ不明点や課題も多いですが、今後の動向には注目しておきましょう。

ただ、老後のことは国に頼ってばかりではられません。

ずっと稼ぎ続けるか、稼げなくなったらどうするか、自分で考えておかないといけませんね。